

# 「国際仲裁研究会」中間報告

## —大阪・関西における国際商事仲裁の機能強化に向けて—

大阪・関西企業にとって馴染み深いアジア地域は、新興国を中心に著しい成長を実現している。中国は世界第2の経済規模を誇り、韓国は世界主要国とFTA網を構築した。東南アジア諸国（ASEAN）の域内経済の結合度は、欧州に次ぐ水準にまで深化している。こうしたアジア経済のダイナミズムに刺激され、大阪・関西企業の対アジア輸出依存度は全国平均を10ポイント超上回る67%に達している。

しかしながら、経済交流の拡大は、国際取引紛争の増加をもたらし、事実、アジア地域で国際商事仲裁の件数が増加している。国際商事紛争の処理において国際性、迅速性、専門性などの点で優れる国際商事仲裁の有用性が、同地域で認識されている証左であろう。アジア地域での国際商事仲裁のセンター的役割は、これまで香港とシンガポールが主として担ってきたが、近年、中国と韓国が国際商事仲裁の分野でも急速に存在感を高めている。

一方、仲裁に関する企業による認知度が低いこと等もあって、日本に仲裁に持ちこまれる件数は限定的であるのが実情である。紛争処理拠点として「仲裁地大阪・関西」を強化できれば、地元のリーガルサービス産業の振興に資するとともに、中小企業にとって、地元で紛争解決手続を行うことができることにより、種々の利便性を享受することができる。

国内市場の縮減から、主としてアジア新興国市場に活路を見出す大阪・関西企業は多い。このうち中小企業の海外展開支援については、政府及び自治体が積極的な支援を行っている。また、ASEANを中心とする経済連携協定（EPA）を利用する中小企業の数も、関西地域が全国で最も多い。しかし、こうした中小企業の多くは海外との取引経験が乏しく、商事紛争に巻き込まれた場合の救済措置や予防策に関する対応に欠けることが少なくない一方、この分野での中小企業支援が十分とは言い難いのが現状である。さらに、大企業においても、仲裁への対応は急務である。

海外展開強化と商事紛争へのリスク管理のバランスを図る趣旨から、国際商事仲裁の普及啓発と大阪・関西での機能強化を課題として、大阪商工会議所国際ビジネス委員会と一般社団法人日本商事仲裁協会大阪事務所とは「国際仲裁研究会」を立上げ、関係する行政機関、企業関係者、大学及び法曹関係者の協力を得て研究を行った。ここに、これまでの研究の結果を中間報告として整理する。

2013年2月

大阪商工会議所国際ビジネス委員会  
一般社団法人日本商事仲裁協会大阪事務所

## I. 「国際仲裁研究会」の概要

1. 主催：大阪商工会議所国際ビジネス委員会  
一般社団法人日本商事仲裁協会大阪事務所
2. 目的
  - (1) アジア諸国において国際商事仲裁の拡大が予想される状況下、同地域と国際ビジネス関係の深い大阪・関西における国際商事仲裁機能の強化拡充を主題に、その可能性と具体策を探る。
  - (2) 具体的には、国際商事仲裁に対する大阪・関西企業の認識の拡充、仲裁に資する人材の育成のあり方等を研究し、提言を取りまとめる。
3. 委員
  - (1) 座長：大阪大学法科大学院 教授 池田辰夫氏
  - (2) 委員：(法曹関係者、企業関係者等 11名)
  - (3) オブザーバー：(行政機関等 5名)  
(注) 委員・オブザーバー名簿は後掲「資料編」参照
  - (4) 事務局：大阪商工会議所国際部  
一般社団法人日本商事仲裁協会大阪事務所
4. 研究会
  - (1) 第1回研究会：2012年10月15日(月)
  - (2) 第2回研究会：2012年11月28日(水)
  - (3) 第3回研究会：2012年12月19日(水)
  - (4) 第4回研究会：2013年1月30日(木)

## II. これまでの議論

### 1. アジア新興国の台頭と日本企業の海外展開

#### (1) アジア新興国による世界経済の牽引と企業の海外取引の推移

アジア地域で新興国を中心に経済成長が著しい。アジアの中間層は、今後10年間で10億人に拡大し、2020年にはアジアの個人消費の規模は16.1兆ドルにまで拡大、わが国の4.5倍に達し、欧州を抜いて米国に並ぶと予測されている（政府資料より）。

一方、少子高齢化により日本のGDPシェアは低下を続け、1990年で世界の15%を占めたが、2010年には9%に低下、2030年には6%にまで縮小すると予想されている。

こうした背景から、大企業のみならず、中小企業でも海外との取引に活路を見出す事業体が近年増加している。製品を海外に輸出する中小製造業は2001年で1.5%に過ぎなかったが、2009年には2.8%にまで増加していることから、中小企業の海外展開の増強が見て取れる。

<図表1>輸出企業の数と割合の推移（中小製造業）：全国

年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
輸出企業数	4,365	3,588	4,603	4,702	4,838	5,348	6,196	6,303	5,937
中小製造業全体に占める割合	1.5%	1.4%	1.7%	1.9%	1.9%	2.3%	2.7%	2.7%	2.8%

（出所：経済産業省「工業統計表」、掲載：「中小企業白書2012年版」）

#### (2) 政府、自治体による中小企業の海外展開への支援

##### ① 近畿経済産業局による支援

- 国内需要の減少や円高など、内外環境が厳しさを増す中、国内の中小企業の発展と国内雇用確保のためには、成長著しいアジアをはじめとする海外市場の獲得が急務の課題である。また、これまで国際化に取り組んでこなかった中小企業は、様々な理由で海外展開を躊躇しており、これらの障壁を乗り越えるための支援が必要である。
- このため、政府及び関係機関と広汎な連携を組み、中小企業の幅広い支援ニーズに対応する体制を整備している。具体的には、中小企業海外展開支援大綱（2012年3月改訂）に支援体制の構築（政府及び各機関の広汎な連携、オールジャパン体制、地域における各機関の有機的連携、海外における支援体制の充実）が掲げられている。
- 重点課題（5つの柱）は、(1)情報収集・提供、(2)マーケティング、(3)人材の育成・確保、(4)資金調達、(5)貿易投資環境の改善である。

##### ② 貿易保険の概要と実績等

- わが国の貿易保険は、企業が行う輸出入、海外投資あるいは融資といっ

た対外取引において、民間の損害補償会社がカバーできないリスクの発生により、契約当事者である日本企業が被る損失を、国による再保険制度に基づいた信用力と、国の交渉力を活かした回収体制によって填補する保険であり、年間引受額は約 8.5 兆円（2011 年度）である。

- 積極的な海外事業展開を志向する中小企業は多いが、課題やリスクに直面する中小企業も数多い。輸出を行う中小企業が直面する課題は、「輸出先の法制度等が複雑で不明瞭」30.0%、「取引先の信用不安」23.0%、「政情不安、自然災害」21.7%などである。最近の信用危険事故の特色として、信用危険保険では、2008 年後半の世界金融・経済危機の影響により、その直後の時期にバイヤーの不払い事故が急増した。地域別の事故発生金額は約 40 億円（2011 年度）、地域別ではアジア（中近東を含む）が約 52%で最大であり、欧州が約 36%で続く。
- 日本貿易保険の中小企業海外展開支援策として、「中小企業輸出代金保険」（2005 年度創設）、バイヤーの無料信用調査（3 社まで）、地方銀行との連携による輸出支援などを提供している。
- 貿易保険では、債権債務関係が確認できれば保険金を支払うことになっており、その債権債務の確定・確認手段として国際仲裁は有効な手段となる。

## 2. 国際仲裁の現状と分析

### (1) アジアにおける仲裁振興の高まり

- アジア地域における企業取引の増加に伴い、国際契約紛争も増加の一途をたどっている。こうした状況を背景に、アジア各国・地域において、仲裁制度の近代化、国際標準化が進行しており、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）への加盟、国際商事仲裁における法的環境が整ってきている。また、アジア各国・地域において、近年数多くの仲裁機関が設立され、国際商事仲裁の普及、振興を行っている。
- アジアにおける主要仲裁機関を擁する各国・地域政府は、“アジアの仲裁ハブ”を目指して、積極的な仲裁振興を行っている。

シンガポール政府は、複合施設“Maxwell Chambers”を提供し、シンガポール国際仲裁センター（SIAC）や国際商業会議所（ICC）等の主要な国際仲裁機関を入居させて、“アジア地域における国際仲裁のハブ機能化”、“国際紛争を裁判によらずに解決するためのワンストップサービスの提供”を目指している。

香港政府は、Exchange Square に位置する優れた設備を要する仲裁センターである香港国際仲裁センター（HKIAC）を軸に、中国を含めたアジアのハブとして、多様な言語・国籍を有する豊富な国際仲裁人や代理人候補者を擁し、質の高いサービスを提供している。

また、韓国や中国もアジアの仲裁ハブ機能化を目指している。とくに、韓国政府は近時、シンガポールの Maxwell Chambers をモデルとして、“ソウル国際紛争解決センター”の設立に着手しており、主に北東アジアにおける仲裁のハブ化に向けて既に動き出している。

さらに、東南アジアの中でも、とりわけマレーシア政府はクアラルンプール仲裁地域センター（KLRCA）、ベトナム政府はベトナム国際仲裁センター（VIAC）を軸にして、それぞれ仲裁振興に積極的に取り組んでいる。

- 翻ってわが国における国際商事仲裁の普及状況を見てみると、一般社団法人日本商事仲裁協会（JCAA）の仲裁事件処理数は、2010年で26件であり、他のアジア各国・地域と比較して少数にとどまっており、日本政府による具体的な支援策もみられないなか、日本を仲裁地とする国際商事仲裁の利用は依然として低迷している。

<図表 2> アジア主要仲裁機関の仲裁事件取扱い件数

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
HKIAC	448 *	602 *	649 *	624 *	502 *
SIAC	70	71	114	140	188
CIETAC	1,118 *	1,230 *	1,482 *	1,352 *	1,435 *
KCAB	59	47	78	52	N/A
KLRCA	40 *	47 *	N/A	N/A	N/A
VIAC	30 *	58 *	48 *	63 *	N/A
<b>JCAA</b>	<b>15</b>	<b>12</b>	<b>18</b>	<b>26</b>	<b>17</b>

(出所：香港国際仲裁センターHP 及びベトナム国際仲裁センターHP より)

(注) HKIAC:香港国際仲裁センター SIAC:シンガポール国際仲裁センター

CIETAC:中国国際経済貿易仲裁委員会 KCAB:大韓商事仲裁院

KLRCA:クアラルンプール仲裁地域センター VIAC:ベトナム国際仲裁センター

※なお、CIETACの件数の7割程度、HKIAC、KLRCA及びVIACの件数の一部は国内仲裁を含む。KCAB（韓国）は、国内仲裁を含めると、2008年で262件である。

## (2) 国際商事紛争の解決手段としての仲裁の利点と機能

アジア各国・地域における仲裁取扱い件数が増加していることは、国際商事紛争を解決する手段として、仲裁が非常に効果的であることがそうした国々において広く認知されつつあることの表れでもある。

紛争を最終的に解決をする裁判手続と比較した場合の仲裁手続の利点としては、①国際性（外国仲裁判断の承認・執行に関するニューヨーク条約加盟国（148カ国）間では、国境を越えて仲裁判断を強制的に執行することが容易）、②迅速性（仲裁は一番限りで、仲裁判断までの期限が設定されていることが多い）、③専門性（当事者は国際取引に精通した専門家を仲裁人に選ぶことが出来る）、④秘密性等が挙げられる（仲裁手続の特徴として、IV. 参考資料3. 参照）。

また、契約書に仲裁条項を挿入しておくことにより、紛争を解決するにあたって当事者が様々なメリットを享受することができる。実際、日本企業が日本を仲裁地とする仲裁条項を契約書に挿入しておいたことで、より効果的に紛争を解決することができた事例も数多く存在する（具体例は、IV. 参考資料6. 参照）。

(3) 日本、大阪・関西での仲裁件数が少ない現状についての分析

① 仲裁制度に対する情報・認識不足

アジアでの仲裁振興の高まりの中において、日本では JCAA が中心となって日本を仲裁地とする国際商事仲裁を扱っているが、その取扱い件数は日本の経済規模に比して多くはない。かかる現状の背景には、紛争解決手段としての仲裁制度の重要性を十分認識していないこと、また、中小企業の多くが海外取引であっても契約書さえ作成せず、仲裁条項が盛り込まれないことなどがある。

仲裁制度に対する理解を有している企業であっても、日本で仲裁を行うためには、契約書において「日本を仲裁地として仲裁手続を行う」旨の合意をする必要がある。事実、日本を仲裁地として選択する仲裁合意は多くはない。その背景には、①日本における仲裁機関の存在および能力が国際取引当事者に周知されていない、②日本企業が相手方の提案を一方的に受諾し十分な交渉を行わない等がある。

② 国際紛争における日本の競争力の課題

● 諸外国機関との競争関係

仲裁条項において仲裁機関として選択されるのは、アジア域内取引については香港国際仲裁センター (HKIAC)、シンガポール仲裁センター (SIAC)、欧米取引については国際商業会議所 (ICC)、米国仲裁協会 (AAA)、ロンドン国際仲裁裁判所 (LCIA) が多いのが現状である。

● 日本における公的支援の不十分

香港、シンガポールなど諸外国においては、仲裁振興を目的として政府から資金面等の協力を含め強力なバックアップ（設備の充実、海外向けの広報活動など）があり、結果として、公的支援のある国の仲裁取扱い件数は増加しているのが実態であるが、わが国にあっては、仲裁振興に対する公的支援は皆無に近い。

● 日本の法制度に関する情報が海外に十分認知されていないこと

日本の法制度（法律や判例など）について、外国語（主として英語）に翻訳されているものの割合は、近年改善してきているものの、十分とは言えない。外国企業にとって、日本で紛争を解決することへの不透明感が強く、ひいては日本を仲裁地とすることが敬遠されている。

③ 日本、大阪・関西における仲裁手続に対する情報発信の不十分

● 国際商事仲裁の主要手続言語は英語であることを理由に、仲裁地としてシンガポールや香港が選択されるケースがある。また、シンガポールや香港の仲裁人は経験豊富であり、中立性が確保できるという印象がある。JCAA の手続において、仲裁人全員が外国籍で、代理人が外国人弁護士及び日本人弁護士のケースも取り扱っており、言語上の支障は全く無いが、こうした実情の情報発信ができていない。

● 仲裁地として日本が認知されていないのと同様に大阪で仲裁が可能であることが広く認識されていない。JCAA には大阪事務所があり、仲裁件数も年々増加している上、日本仲裁人協会関西支部、大阪弁護士会との連携により大阪における仲裁機能の強化充実を図っている。

④ 取引当事者間におけるパワーバランス

取引当事者の力関係により、日本を仲裁地とするよう相手企業に求

めても受け入れられないことが多い。もっとも、力関係に関わらず、日本企業は、交渉の段階で日本を仲裁地とすることを既に諦めていることが指摘されている。例えば、日中間での紛争においては、中国企業が中国国際経済貿易仲裁委員会 (CIETAC) の利用を強く主張されて、日本企業が安易に応じる場合も少なくない。

### 3. 日本、大阪・関西を仲裁地とする仲裁の活性化策

#### (1) 仲裁地としての日本、大阪・関西の国際競争力の強化

##### ① 国際仲裁における日本、大阪・関西の優位性のアピール強化

- 大阪・関西を含む日本を仲裁地としてアピールできる点は、(a)交通機関や宿泊施設等のインフラの整備、(b)JCAA 事務局の支援が充実しており、日本国内に信頼のおける独立の仲裁機関が存在すること、(c)清廉な司法が根強い文化背景、(d)社団法人日本仲裁人協会 (JAA) による仲裁の継続的研修、英語での模擬仲裁の実施、仲裁人養成のための研修等が行われていること、(e)大陸法国家として長い歴史がある上、コモンロー圏やアジアで留学・勤務経験のある弁護士が多数存在すること、(f)仲裁に対する裁判所の干渉が限定的であり当事者自治が確保されること等が挙げられる。
- 海外の仲裁人・弁護士などの専門家に対して、仲裁地としての日本、大阪・関西について情報発信を行い、当事者国ではない紛争について、日本、大阪・関西が「第三国仲裁地」として利用されるようアピールをする。

##### ② 大阪・関西の差別化

- 仲裁地合意が日本であっても東京が選ばれる傾向がある。企業の法務機能の多くが東京に集中し、主たる貿易部門も東京が多いことが背景にある。大阪を仲裁地とすることの利点の強調が必要である。大阪で仲裁を振興することは、在阪企業の活性化・国際化と表裏一体の関係にある。
- 大阪・関西を仲裁地として選択してもらうには、(a)手続にかかる費用の合理性・透明性 (簡易仲裁等 JCAA 手続における相対的に安価な費用と効率的な制度の紹介)、(b)大阪弁護士会の渉外実務研究会や国際的団体での積極的な活動実績と人材の確保、(c)大阪・関西の都市としての魅力や歴史・自然環境の魅力等を日本企業・外国企業等に紹介していく。

#### (2) 仲裁制度に対する日本国民 (企業) に対する啓発・広報活動

- 海外展開する日本企業に国際取引紛争が生じた場合のリスク管理の意識が十分に浸透しておらず、紛争解決制度・仲裁制度に対する関心が高いとは言い難い。また、そもそも仲裁制度の存在と理解が一般的に日本国民に浸透しておらず、全体として仲裁に対する広報が PR 不足である。
- 対象者を分析した上で、それに応じた仲裁制度の広報内容や手法を工夫すべきである。対象者としては、(a)経営者、(b)企業法務部員、(c)海外現地法人、(d)中小企業の海外展開支援機関 (JETRO、中小企業基盤整備機構など)、(e)内外専門家 (内外弁護士、内国裁判官等)、(f)学生 (留

学生を含む)、(g)一般市民が考えられる。

- 「クロス条項」の活用と周知活動  
「クロス条項」(日本企業が仲裁申立てをする場合には、相手国を仲裁地とし、相手国企業が仲裁申立てをする場合には、日本を仲裁地とする旨の仲裁条項)を利用することを強く推進していく。クロス条項であれば、万一、日本企業が仲裁申立てをされる場合でも、外国ではなく日本で仲裁手続を行うことができるという大きなメリットがある(もつとも、デメリットの検証も忘れてはならない)。

#### 4. 政府・自治体の中小企業の海外展開支援に関する問題提起

- 中小企業にきちんとした契約書の作成を求める方策として、紛争に至った事例等を集約して、紛争解決の重要性をアピールする。
- 現地の紛争を現地で解決できれば中小企業政策として有意義であり、日本語対応の紛争解決ワンストップサービスを現地で提供することは重要である。そのための人的・物的基盤整備の予算措置を政府に要望していくべきである。具体的には、中小企業支援を目的に、海外に邦人の法律専門家を短期駐在させる。「法テラス(日本司法支援センター)」海外版もしくは類似の機能の設置を検討することは有益と思われる。
- ドイツの中小企業支援政策においては、海外にドイツ人弁護士を常駐させることでトラブル対策までカバーしており、参考となる。
- 海外展開する中小企業が直面する国際紛争処理への支援として、当該国・地域での個別相談、紛争解決機関の支部・拠点等の設置、遠隔地でのテレビ相談などが考えられる。必要な政策的支援の中身をより具体化して提言することが肝要である。
- EPA(経済連携協定)における「紛争処理」条項の「仲裁」について、締約国の仲裁機関を活用するよう日本政府に働きかけるべきである。



### Ⅲ. 今後の研究に向けて

1. 次年度（2013年度）においても本研究を継続し、主題実現のための方策を具体化し、これをさらに掘り下げ、その成果を提言として取りまとめ、日本政府に建議する。
2. 上記目的のため、企業対象のアンケート調査（西日本地域）なども行い、実態の一層の把握に努める。

以上

## IV. 参考資料

### 1. 「国際仲裁研究会」委員、オブザーバー名簿

(敬称略)

#### 委員長

大阪大学法科大学院 教授 池田辰夫

#### 委員

日本仲裁人協会 (小原法律特許事務所)	関西支部長 所長・弁護士	小原望
北浜法律事務所	弁護士	児玉実史
環太平洋法曹協会 (中本総合法律事務所)	大阪代表理事 (弁護士)	豊島ひろ江
丸紅株式会社 大阪支社	支社長補佐	鳴川雅也
大塚ホールディングス株式会社	法務部長	関一
オー・ジー株式会社	顧問	久島幸雄
株式会社クボタ	法務部審査グループ アジアチャイナ推進部	山下博史
株式会社池田泉州銀行	国際業務室長	花川信義
ハウス食品株式会社	総務・法務部法務課	田村健一
一般社団法人日本商事仲裁協会	理事・大阪事務所長	大貫雅晴
大阪商工会議所	理事・国際部長	上月康嗣

#### オブザーバー

外務省大阪分室	室長	浅野尚未
近畿経済産業局	通商部長	持木浩徳
同	国際化調整企画官	戸田美和
法務省法務総合研究所	国際協力部 教官	江藤美紀音
同	国際協力部 教官	柴田紀子
大阪府商工労働部	商工振興室	永井隆裕
独立行政法人日本貿易保険	経済交流促進課課長 大阪支店長	沖田剛一

## 2. 研究会議事概要

### 1) 第1回研究会 (2012年10月15日、於：大阪商工会議所)

- (1) 自己紹介：池田委員長より挨拶の後、委員及びオブザーバーより自己紹介があった。
- (2) 問題提起：日本商事仲裁協会 理事・大阪事務所長 大貫 雅晴氏が、配布冊子の、「関西経済圏の国際商事仲裁の最近の傾向と展望」を示しながら、仲裁地大阪の日本商事仲裁協会（以下「JCAA」と略す）の仲裁条項について、また関西における国際商事仲裁の現状等について、簡単な説明をした。またシンガポール国際仲裁センター（SIAC）や国際商業会議所（ICC）がそれぞれ拠点を構えるシンガポールの仲裁施設“Maxwell Chambers”の紹介ビデオが上映された。
- (3) 池田委員長より、関西における国際商事仲裁機能の強化・拡充のために、率直な意見を交換したいとの提起を受け、各委員より国際商事仲裁に対する概要下記の質疑応答および意見交換が行われた。

① 日本で仲裁件数が少ない理由、日本を仲裁地とすることが困難な理由について

【Q】日本の仲裁の件数が限定的なのは言語的問題があるのではないか。商社が絡む契約は、言語的問題からしてシンガポールを仲裁地を選ぶことが多い。もしくはロンドン、ニューヨークあるいは香港の仲裁機関を選択するケースが多い。

- JCAAの仲裁の事例の説明：3仲裁人が、すべて外国籍（シンガポール、オーストラリア）、代理人が外国人弁護士のケースあり。韓国との仲裁では、3人仲裁人の中に、韓国の blood を持っている日本の弁護士資格ありの弁護士が含まれている。日本語でなくても、手続きは可能。

【Q】なぜ、日本にするのが難しいのか？

- 国際契約は仲裁が訴訟より多く、仲裁地として第三国または中立国を選ぶことになる。ヨーロッパの事業者は、アジアであれば香港かシンガポールを、米州企業は米国仲裁協会（AAA）かICCを選ぶ。
  - ・日本を仲裁地とするケースはほとんどなく、契約交渉過程で、香港かシンガポールとなってしまう。
  - ・JCAAの仲裁実績では、相手国が、韓国、中国、マレーシア、インドネシア、台湾、ベトナム、アメリカなどがある。

② 仲裁人の資格など

【Q】日本仲裁人協会（JAA）の仲裁人の検定における仲裁人の資格やその適用範囲は、どのようなものか？

- ・セミナー終了後に、修了証書を交付するが、資格ではない。仲裁人は係争当事者が合意すれば、誰でもなれる。そこが仲裁の利点、うまみでもある。

③ 日中の国際仲裁と被告地条項について

【Q】日中企業間の実際の仲裁処理として、どこの機関が多いのか？

- 中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）が多い。仲裁条項で、被告地条項を盛り込むケースもある。
- 日中間でも日本企業は仲裁地を日本とは言わず CIETAC となっているのでは。韓国企業は、自国の大韓商事仲裁院（KCAB）とか ICC を主張する。交渉の段階で日本企業は日本を仲裁地とすることを諦めているのでは。

- 仲裁地を被告地とする条項はどこまで機能するか定かでは無く、殆ど活用していない。
- 被告地条項は、アジアでは多いが欧米では皆無に近い。
- 交渉の過程で、仲裁地は相手国ではなく第3国とすることがやっとなのである。
- 公平さの観点からは仲裁人として誰を選ぶかが問題であり、仲裁地には影響されないのでは。
- 裁定に基づく強制執行ができるかどうか問題となるので、ニューヨーク条約加盟国であれば、この点の問題ない。

#### ④ 仲裁地大阪の利点と情報発信について

【Q】大阪・関西で国際商事仲裁をすることのメリットは何か？

- 仲裁地を日本と合意しても東京になる。企業の法務機能が東京集中、また主要輸出部隊も東京が多い。個人的印象ながら、東京の方が多方面で組織化が進み、インフラ、人材等の厚みから仲裁地として東京を選ぶことになる。仲裁人も在東京が多いとなると、やはり東京を選ぶ。
- 大阪の優位性をアピールすることが重要である。大阪で強い産業の分野を分析することが必要で、大阪を差別化し、違いをアピールすることが大事。
- 大阪を宣伝するには、日本を第三国するため外国企業を取り込むことも大事。
- 日本の優位性の材料はなにか？ イメージ、費用面などの情報の発信が必要。
- 日本の法律情報が随分と海外に知れやすくなったが、もっと日本の法制度を海外に知ってもらうよう法律を英語化することが必要、また次世代の国際教育を考えることが必要。
- 契約書に対する会社の重要度に温度差があるのではないか
- 契約の準拠法のからみもある。今後は、準拠法や紛争解決条項について企業に関心を高めてもらう必要がある。法務部や営業部における法律面でのリスク管理意識の高揚や国際商事仲裁に関する教育が大事。
- 仲裁を啓発、PRすることが大事。
- 仲裁件数が少ないと、見栄えがしない。件数の多いところを選定しやすい。日本は国内から仲裁の底上げをする必要がある。

【Q】関西地域を魅力ある国際商事仲裁地として振興させるために、係争当事者が仲裁地を選択する際に検討すべき要素のうちどこが劣っているか？

- 他国と比べて劣っている点は、
  - 1) 経験豊富な仲裁人が多数存在するか
  - 2) 国際仲裁代理人として訓練を受けた弁護士が存在するか
  - 3) 国際仲裁の知識と経験を有する各分野の専門家が存在するか
  - 4) 信頼のおける手続き管理サービスを提供できる独立の仲裁機関が存在するか
  - 5) 言語能力、特に英語力のある人材が豊富に存在するか
  - 6) 大学、仲裁機関、研究期間等で仲裁の研修や訓練が行われているか
  - 7) 適切なインフラ整備が行われているか

である。裁判所の関与も重要で、香港国際仲裁センター（HKIAC）には、国際商事仲裁専門の裁判官がいる。

- わが国中小企業では、仲裁条項のない契約書が多い。国際商事仲裁における日本の優位性の有無を検証し、あるとすればそれをアピールする。ないのであれば、優位性を作っていくなくてはならない。地理的なことも含めて、外国企業にPRしなくて

はならない。

- ・ 仲裁の紛争金額により、JCAA の仲裁では係争額 2,000 万円以下は簡易仲裁となり、管理料金および仲裁人報償金で係争額の約 10%が必要。安い費用と短期間で仲裁ができることをアピールすれば効果があるのでは。First Track 仲裁の宣伝をする必要あり。

(4)次回以降の研究会において、以下の事項を確認・検討することになった。

①国際仲裁に関する企業対象のアンケート調査について

- ・ JCAA が中国で実施したアンケート等を参考に国際商事仲裁の意識調査を行うか。

②委員の情報レベルの平準化を可春観点からも下記事項の認識共有を図る。

- ・ 仲裁人協会の仲裁人の育成の仕方
- ・ 基本的な仲裁の仕組み

① 日本を仲裁地とするための契約交渉の仕方等（シュミレーション）

## 2) 第 2 回研究会（2012 年 11 月 28 日、於：大阪商工会議所）

(1) 開会：日本商事仲裁協会理事長 横川氏より挨拶がされた。

(2) 報告：

① 日本商事仲裁協会理事・大阪事務所長 大貫雅晴氏より「国際商取引の紛争解決-国際商事仲裁-」のテーマで、仲裁手続及び仲裁合意に関する基本事項について、配布資料に沿って説明がされた。

② 日本仲裁人協会（JAA）関西支部長 小原望氏より「日本仲裁人協会の沿革と仲裁人養成制度」について概要以下の説明がされた。

- ・ 過去にも日本をアジアの仲裁センターとすべく強く働きかけたが、資金面等々の理由から行政機関が難色を示したことがある。SIAC（シンガポール）や HKIAC（香港）の場合、アジアの仲裁センターになるという目的意識から、両国政府より資金面等を含め強力なバックアップがある。

- ・ 仲裁人検定受講者が減少している（仲裁事件数が少ないことに加え、検定に合格しても直ちに仲裁実務に携わることは出来ないことが 1 つの要因）。

- ・ 仲裁法については、UNCITRAL モデル法に準拠した国際標準の法律が整備されているが、実体法及び紛争手続法についても法環境を整備することが必要。

- ・ JAA、JCAA、大阪商工会議所の共催で、年に 4、5 回仲裁を含む紛争解決セミナーを開催している。参加者は企業担当者・弁護士を中心に毎回 100 名近い。

③ 北浜法律事務所弁護士 児玉実史氏より、SIAC・HKIAC・JCAA 3 機関の HP 情報を比較しつつ、各機関の特徴の紹介と、JCAA からの PR において改善が可能な点について概要以下のような提案がされた。

- ・ 日本の裁判例を積極的に英語で紹介をする
- ・ 大陸法国家として長い歴史がある上、コモンロー圏やアジアで留学・勤務経験のある弁護士が多数存在することのアピール
- ・ 弁護士会の渉外実務研究会や国際的団体での積極的活動実績の紹介
- ・ 仲裁人名簿を公開する（とりわけ国別の人数）
- ・ 事務局の支援が充実していることのアピール
- ・ JAA による継続的研修、英語での模擬仲裁の実施
- ・ HP を見やすくする

- (3) 池田委員長より、上記3者の発表に対する意見等を含め大阪・関西における国際商事仲裁機能の強化・拡充のために率直な意見交換を期待したいとの提起があり、各委員より国際商事仲裁に対する概要以下の意見交換等が行われた。主たる論点は、国際商事仲裁に関するPR及び情報共有をいかに進めていくべきかであった。

### ① 総論

- ・全体的にPR不足の感がある。国際商事仲裁の中身や効果、特に言語の点について問題ないということアピールすべき。また、大阪・関西を第三国仲裁地として狙うなら海外へのアピールが不可欠。
- ・独禁法や賄賂防止法について勉強会を行うことが多いが、そうしたテーマに仲裁を関連づけて勉強することも考えられる。
- ・仲裁について勉強をしても実際の手続についてイメージが湧きにくい。模擬仲裁のようなものでシミュレーション（特にコスト面）を明らかにすることが、仲裁に対する安心感を企業関係者に与えるためには必要ではないか。
- ・仲裁地日本が最初から仲裁条項に入っている契約書フォーマットを作って広く周知することも必要ではないか。相手方が中小企業の場合は、日本側のドラフトがそのまま合意されやすいように思う。
- ・契約書作成時に、準拠法に比べて仲裁地の記載は軽視される傾向にあるのではないか。クロス条項を推進していくべき。

### ② 企業のリスク意識の観点

- ・国際取引紛争に対するリスク管理の意識が日本企業に乏しいとの印象を受ける。トラブル事例を盛り込んだ説明を行うことで、リスク管理の観点から仲裁制度の重要性をアピールすべき。
- ・実際のトラブル事例を紹介しても、他人事で済ませる企業人が多いとの印象である。リスク感度が高い人へのアプローチも必要だが、そうでない企業人のリスク感度を上げる必要がある。例えば、A4一枚（程度）に国際商事仲裁に関する必要な情報をコンパクトにまとめて渡すなどして、まずは仲裁に興味を持ってもらい、そこから段階的にアプローチをするというのはいかがでしょうか。

### ③ PRの相手方の属性に応じた区別

#### a) 経営者向け

- ・従来、仲裁条項についての検討はないがしろにされる傾向があったかもしれない。原因は、法務部員の知識・理解もさることながら、経営者の不知もある。経営者にとっては、仲裁の一審制が逆にデメリットと捉えられることもあるのではないか。経営者に対する啓蒙が必要。
- ・社内で経営者を説得するには、数分で仲裁制度の利点を説明できるような資料の整理が望まれる。
- ・経営者向けのキャッチ文言が必要。国際商事仲裁がトラブルの後始末までをパッケージでケアすることの重要性を認識してもらう必要がある。

#### b) 中小企業向け

- ・中小企業向けの海外展開に関するセミナーや勉強会では、主に法務・財務をテーマにすることが多い。その中に仲裁についての説明を積極的に織り込むことも考えられる。

- ・中小企業の経営者は難しいことを嫌う傾向があるように思う。下請けから一本立ちするために経営者の意識改革も必要だが、そうした経営者に仲裁について必要な知識を分かりやすく伝える意識を持つことも必要ではないか。

c) 若手経営者向け

- ・若手経営者はチャレンジ精神にあふれた人が多い。そのような経営者に対するサポートをすることも必要。

d) 海外現地法人向け

- ・海外日系法人（シンガポール、マレーシア、タイなど）が第3国（インド、インドネシアなど）に輸出をするケースも増えている。このような場合は、第三国仲裁地として日本とすることも説得力があるのではないか。

e) 専門家向け

- ・仲裁人検定受講者が減少しているとのことであるが、受講者となる弁護士や司法書士が依頼者に仲裁について直接説明が出来るメリットを考えれば、検定制度を通じてそのような専門家に対して仲裁を知ってもらえるよう、地道に継続的に普及をはかることも重要。

f) 他機関向け

- ・JICA が海外進出を支援する際は ICC 仲裁条項を標準にしている。JCAA 仲裁を標準にするよう、JICA のみならずわが国の様々な国際関係機関に働きかけることが必要ではないか。

g) 学生向け、一般向け

- ・仲裁に関する大学での教育不足が挙げられる。法学部はもちろんのこと、将来は海外営業を担当する可能性のある他学部向けにも仲裁の教育が必要。
- ・韓国では一般国民に向けて情報発信がされていると聞いている。仲裁に関する一般人向けの書物が無いので作成を検討すべきではないか。
- ・JCAA で仲裁に関する一般人向けの漫画とビデオを作成したことがある。一般配布について考えてみるべき。

3) 第3回研究会（2012年12月19日、於：大阪商工会議所）

(1) 発表および意見交換：

①近畿経済産業局 国際化調整企画官 戸田美和氏より、「近畿地域における中小企業の海外展開支援について」のテーマに基づき、配布資料に沿って説明がされた。当該説明よる質疑応答、意見等は概要以下のとおり。

- 中小企業の海外展開に対する国の財政支援は増加傾向にある。国外での事業展開が不可避な中小企業の実情が背景に存する。
- 海外展開する中小企業が直面する国際紛争処理への支援として、当該国での個別相談、紛争解決機関の支部・拠点等の設置、遠隔地でのテレビ相談などが考えられる。必要な政策的支援の中身をより具体化して提言とすることが肝要である。
- 日本語対応の紛争解決ワンストップサービスを現地で提供することは重要。そのための人的・物的基盤を整備するための予算措置を政府に要望すべき。
- 現地でのトラブルは日本大使館、JETRO や（駐在の）顧問税理士等に持ち込まれることが多い。現地の紛争を現地で解決できれば中小企業政策として意味がある。
- 撤退に至った失敗事例等を集約できれば紛争解決の重要性アピールの材料にな

る。

- 中小企業支援を目的に、海外に邦人の法律専門家を短期滞在させることも一案。各省職員として在外公館に常駐させることは定員等の関係で難しいため、「法テラス」海外版もしくは類似の機能の設置検討は有益と思われる。
- ドイツの中小企業支援政策はトラブル対策までカバーしている。海外の至るところにドイツ人弁護士を常駐させており、参考となる。

②独立行政法人日本貿易保険 大阪支店長 沖田剛一氏より、「貿易保険の概要と実績等について」をテーマに、配布資料に沿って説明がされた。当該説明に関し、概要以下の議論がなされた。

- 中小企業に対して、きちんとした契約書の作成を要請するのは難しいのが実情である。大企業でも契約書の内容が不十分な場合が少なくない。
- 貿易保険では、債権債務関係が確認できれば保険金を支払うことになっている。その債権債務の確定・確認手段として国際仲裁は有効な手段と考えられる。

③日本商事仲裁協会 理事・大阪事務所長 大貫雅晴氏より、「日本・マレーシア経済連携協定における紛争解決について」をテーマに、配布資料に沿って説明がされた。当該説明に関し、概要以下の議論がなされた。

- 商事紛争のみならず、日本の中小企業が関係する投資紛争も生じる可能性がある。投資紛争は係争金額が大きいので、仲裁地を大阪とすれば、係争額に応じた仲裁手数料等により関西に与える経済的メリットは大きい。
- 紛争など国際ビジネスでのリスク管理についても中小企業支援を充実すべきとの問題提起を行うことが重要である。

④環太平洋法曹協会 大阪代表理事 豊島ひろ江氏より、国際仲裁のPR強化対策について、配布資料に沿って提案がなされ、概要以下の議論が行われた。

- 労働紛争について JCAA で仲裁できるようにするためには、仲裁法の附則第4条（個別労働関係紛争を対象とする仲裁合意に関する特例）を見直す必要がある。
- 家事調停の和解契約に執行力を持たせるためには、家事紛争についても仲裁ができるようにする必要がある。
- 一般人向けの広報の一例として、裁判員裁判についてはゲームが開発されており、大阪弁護士会のサイトからアクセスできる。

#### 4) 第4回研究会（2013年1月30日、於：大阪商工会議所）

「国際仲裁研究会」中間報告（案）の内容について審議を行った。:

②中間報告書の内容について

- 仲裁地を日本とするメリット・必要性を、中間報告の序文に簡潔に盛り込む。
- 各国がソフト・ハード両面において、いかに仲裁振興に積極的かを盛り込む。
- 各機関の仲裁取扱い件数は2011年のものまで含める。

③次年度の研究項目及び調査について

- 韓国が自国に仲裁事件を招来している実情を分析する。
- 第三国仲裁地としての日本をどのようにアピールするかを分析する。韓国及



び中国の企業が、第三国仲裁地として日本を選ぶことは、主として政治的な理由から敬遠しているように危惧される。一方、台湾は概して親日的であり、仲裁地日本をもっとアピールすべきである。

- 仲裁の実情に関する企業対象のアンケートを、西日本以外（例えば東京）にも広げてはどうか。

④その他

- 紛争事例に関して、JETRO 発行レポート「貿易相談にみる輸出で失敗しないための30の事例とその教訓－貿易実務上落とし穴－」が参考になる。

### 3. 国際商事仲裁について

#### (1) 仲裁と調停の相違

仲 裁 (Arbitration)	調 停 (Mediation)
係争当事者の合意により選任された独立、公正な第三者（仲裁人）の判断による最終的、強制的な紛争解決手続	係争当事者の合意により選任された独立、公正な第三者（調停人）の介入により、当事者が自律的に解決する、非強制的、協調的な解決手続

#### (2) 国際商事仲裁の利点、制約

利 点	制 約
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非公開（秘密性）、迅速性、専門性、中立・公正性、</li> <li>・ 柔軟性（仲裁地、仲裁人、言語など）</li> <li>・ 法的拘束性、最終性（一審制度）</li> <li>・ 国際性 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上訴制度なし</li> <li>・ 仲裁合意が成立すれば、裁判は原則として出来なくなる。</li> <li>・ 仲裁費用は全て当事者負担</li> </ul>

### 4. 欧米主要国際仲裁機関の仲裁取扱い件数

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
AAA	621	703	836	888	N/A
ICC	599	663	817	793	795
LCIA	137	213	232	237	224
SCC	84 *	176 *	215 *	197 *	199 *

（出所：香港国際仲裁センターのHPより）

（注）AAA:米国仲裁協会 ICC:国際商業会議所 LCIA:ロンドン国際仲裁裁判所

SCC:ストックホルム商業会議所仲裁裁判所

※なお、SCC の取扱い件数の一部は国内仲裁を含む。

### 5. 日本商事仲裁協会大阪事務所の活動状況

(1) 仲裁相談件数の推移

2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
88件	85件	87件	75件	82件	130件

(2) 仲裁事件数の推移

2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
2件	1件	0件	1件	14件	7件

(3) 日本商事仲裁協会の名簿仲裁人のうち関西在住は29人  
(うち25人は弁護士、4人は大学教授)

(4) 仲裁手続に係る費用は、①申立料金、②管理料金、③仲裁人報奨料等で構成され、係争価額の概ね1割5分程度である。

6. 仲裁条項が紛争解決に機能した実際のケース

仲裁条項を利用することで、日本企業が有利な形で紛争解決に成功をした事例実際に存在する (Case1、2)。逆に仲裁条項が存在しないために、日本企業が不利益を被った事例もある (Case3)。

Case 1. 交渉の切り札として仲裁条項が活用された事例

相手企業が代金の支払いを拒否した。契約書にはJCAAの仲裁条項が挿入されていた。日本企業は、「残額を支払わない場合には大阪で仲裁を申し立てる」旨の最後通告を相手企業に出した。結果、相手企業は全額を支払ってきた。

Case 2. 海外の訴訟手続を停止させ、日本で仲裁手続を行って勝った事例

契約の終了を巡り、日本メーカーが相手国で訴訟を提起された。契約書の中にJCAAの仲裁条項が存在していたため、相手国での訴訟手続は停止され、大阪で仲裁手続が行われた。最終的に、日本企業の主張が認められた。

Case 3. 仲裁条項がなかったために不利な和解を余儀なくされた事例

契約の終了を巡りヨーロッパでいきなり裁判を起こされた。日本企業は、現地弁護士の選任、現地語での委任状の準備その他の書類作成で初期対応に忙殺され、大急ぎで和解してしまった。

7. JCAA モデル仲裁条項

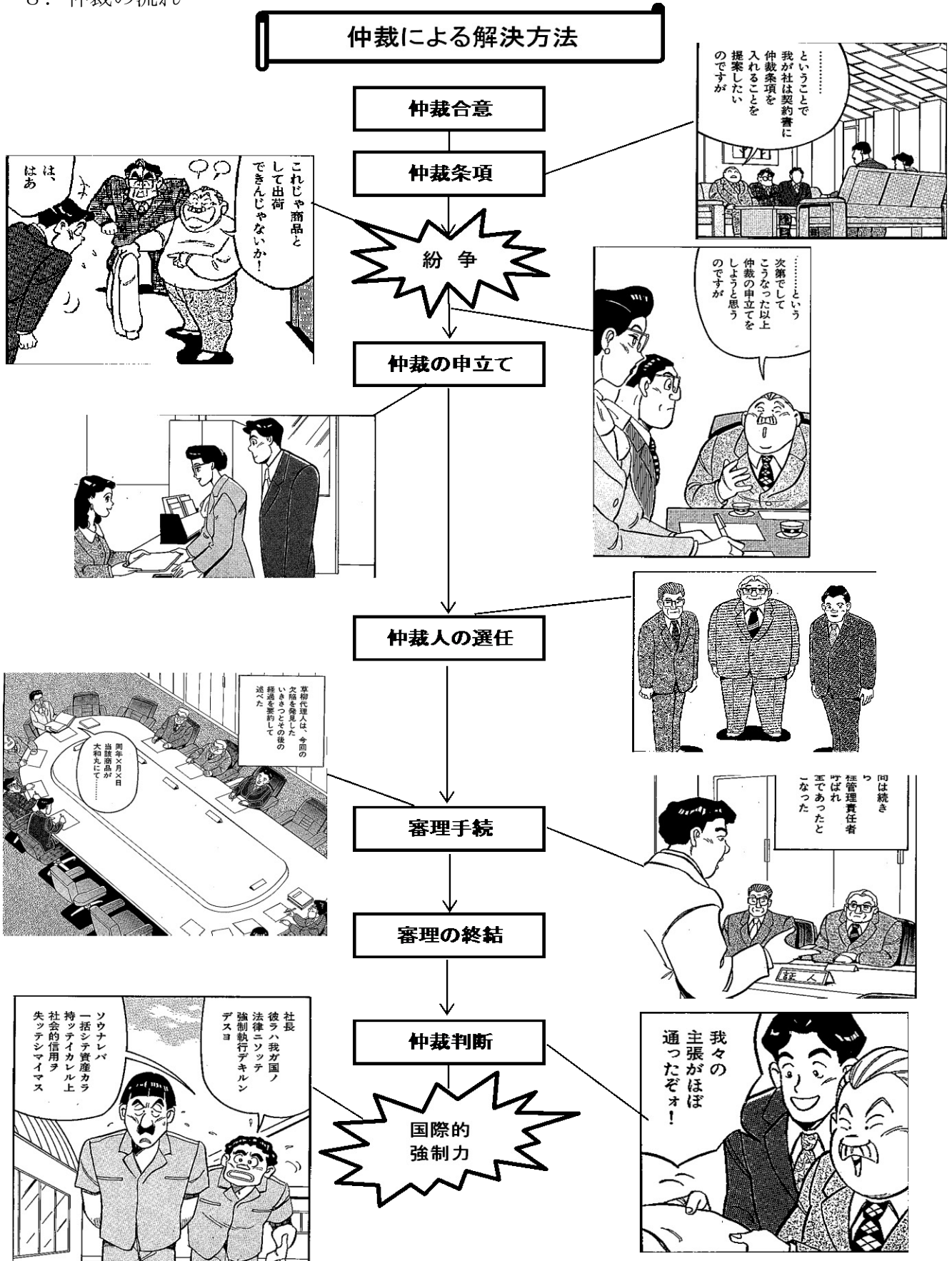
“この契約からまたはこの契約に関連して、当事者の間に生ずることがあるすべての紛争、論争または意見の相違は、一般社団法人日本商事仲裁

協会の商事仲裁規則に従って、(都市名)において仲裁により最終的に解決されるものとする。”

(英文)

“All disputes, controversies or differences which may arise between the parties hereto, out of or in relation to or in connection with this Agreement shall be finally settled by arbitration in (name of city), in accordance with the Commercial Arbitration Rules of The Japan Commercial Arbitration Association.”

8. 仲裁の流れ



以上